

市・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

吹 田 市 長 宛

年 月 日提出

申請者	住所又は所在地							特別徴収 指定番号	
	氏名又は法人の名称							電話番号	
								担当者	
	法人番号								
地方税法第321条の5の2(法第328条の5第3項において準用する場合を含む)の規定による 特別徴収税額の納期の特例の承認について申請します。									
特例の承認を 受けようとする税額		年 月分(月 日納期限)以後の支払いに係る 給与又は退職手当等から徴収すべき市・府民税額・森林環境税額							
最近6か月間の月別 の給与の支払いを 受ける者の数及び 当該給与の金額	月別	月	月	月	月	月	月		
	人数	人	人	人	人	人	人		
	給与の金額	円	円	円	円	円	円		
臨時に雇用している者 の同上期間の人数 及び給与の金額	月別	月	月	月	月	月	月		
	人数	人	人	人	人	人	人		
	給与の金額	円	円	円	円	円	円		
本市の徴収金の滞納の有無		有 ・ 無							
滞納のある場合、その納入 もしくは遅延の事由		(事由)							
この申請書を提出した日以前1年以内において特別徴収 税額の納期の特例の取消しの通知を受けたことの有無					有 ・ 無				

上記の申請について(承認・却下)したので、通知します。 年 月 日 吹 田 市 長

※裏面の注意事項も必ずご覧ください。

適用を受けようとする月分の月末までに市役所必着となるように余裕をもってご提出ください。

注 意 事 項

1 市・府民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。

「10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙時期等において臨時に雇い入れた者がある場合にあつては、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

なお、納期の特例の承認を受けた以後、前記の要件を欠くこととなった場合は、遅滞なくその旨、その他必要な事項を記載した届出書を市長へ提出しなければなりません。この場合、その届出書の提出のあつた日の属する月の翌月からその承認は効力を失うこととなります。

2 最近において、滞納や著しい遅延のある特別徴収義務者にあつては、この特例の承認を受けられないことがあります。

3 納期の特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払いに係る給与又は退職手当等について特別徴収した税額は、それぞれ次に掲げる期限となります。

税額を納入するときは、金融機関において延滞金等不要の取扱いとなるよう、この承認通知書を提出してください。

* 給与又は退職手当等に係る特別徴収税額

- ・ 6月から11月までの期間に徴収した特別徴収税額 … 12月10日
- ・ 12月から翌年5月までの期間に徴収した特別徴収税額 … 翌年6月10日